



↑ 会長表彰 受彰者

平成二十四年十一月十五日(木)午後三時三十分より池上会館に於いて、大森税務署・大森税務六団体の共催による平成二十四年度納税表彰式が執り行われた。当会からは永年にわたり青色申告の普及育成と納税道義の高揚に貢献され、かつ当会の発展に寄与された次の方々が表彰された。(敬称略・順不同)



吉田登志夫



平石 昭夫



塚本 晴生

大森税務署長感謝状受彰者

大森税務署長表彰受彰者

田中 政和(幹事 大森東)
田中 信壽(理事 入新井)
松浦 由恵(幹事 入新井)

◎(一社)大森青色申告会会長表彰

◎大森税務署長感謝状

吉田登志夫(理事 大森西)
塚本 晴生(理事 池上)

◎大森税務署長表彰

平石 昭夫(理事 大森東)



田中 信壽



松浦 由恵

(一社)大森青色申告会会長表彰受彰者

受彰者の皆様
おめでとございました。

平成二十四年度 納税表彰式挙行される

新年賀詞交歓会のご案内

期日 平成25年1月16日(水)
時間 午後5時15分~
※4時45分受付開始
会場 大田文化の森 4階第3集会室
会費 3,000円
当日会場でお支払い下さい
申込は事務局まで!



○■△ 女性部だより ●□▲

10月23日(火)大田文化の森調理室において料理教室が行われ、17名が参加した。メニューはお花寿司、野菜サラダ、お吸い物、水ようかんと写真のように上手に出来上がった。調理後はみんなでおいしくいただきました。

1月には新年会を企画します。みなさん是非ご参加ください。



税を考える週間

「相続と事業承継」セミナー

11月12日(月)、大森東急インにおいて大森法人会との共催で事業承継セミナーを開催した。当日は定員30名が満席となり相続に対する関心の高さがうかがえた。



事務局から重要なお願い

【お知らせ・ご案内の書類について】

皆様のお手元に様々な「お知らせ」「ご案内」のお手紙やお葉書が届いているかと思ます。いずれの書類も、決算・申告書作成の準備には欠かせないものばかりです。当会からの書類は必ずご確認くださいませようお願いします。

★★★ ご確認をお願いします ★★★

12月初旬に「決算確定申告指導のご案内」を郵便にて発送しております。12月10日前後になってもお手元に届いていない場合には、お手数ですが事務局あてにご連絡をお願いいたします。

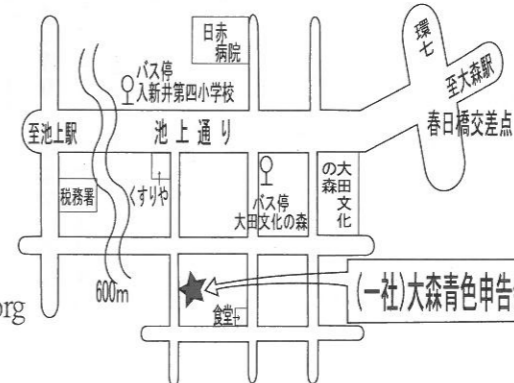
年末年始の業務のご案内

年末は 平成24年12月27日(木)
午後5時まで

年始は 平成25年1月7日(月)
午前9時から

一般社団法人
大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-airo.org>
Eメール: airo-o@nifty.com



無料法律相談日

十二月 十三日(木)
十二月 二十日(木)

時間 予約制
申込順で30分位

都税事務所からのお知らせ

退職所得に係る個人住民税の控除が廃止されます

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等について個人住民税の計算方法が変わります。



【制度改正の概要】

【廃止事項①】 勤続年数5年以内の法人役員等の退職手当等に係る2分の1課税の廃止

勤続年数が5年以内の法人役員等*に支払われる退職手当等に係る退職所得金額の計算について、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする措置が廃止されました。

※法人役員等とは、次の者をいいます。

- ・法人税法第2条第15号に規定する役員
- ・国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ・国家公務員及び地方公務員

【改正前計算方法】

(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得金額

【改正後計算方法】

(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) = 退職所得金額

【廃止事項②】 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止

退職手当等に係る分離課税の所得割額から10%を控除する特例措置が廃止されました。

【改正前計算方法】

(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 × 10% × 0.9 = 所得割額

【改正後計算方法】

(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 ※ × 10% = 所得割額

※勤続年数5年以内の法人役員等には適用されません。

【お問い合わせ先】 主税局課税部課税指導課個人事業税係 03-5388-2956

◆◆◆◆ 平成24年分年末調整相談会のご案内 ◆◆◆◆

12月は従業員・専従者給与所得者の源泉徴収税の年末調整を行なう月です。平成24年12月17日(月)より平成25年1月21日(月)迄、事務局におきまして年末調整相談会を行ないます。下記のものをご持参下さい。

お出かけ前チェックリスト	
一人別徴収簿 (1月～12月まで給与額を記入してください)	各種控除証明書 (年金基金・生命保険・個人年金・介護医療保険料・地震保険・小規模企業共済等)
前期分(1～6月迄)納付書の控	健康保険の平成24年中に支払った合計金額
税務署より送付された納付書	国民年金の支払った事の証明書類
総括表など区役所より送付された関係書類	印鑑 (三文判で結構です)

以上忘れずにお持ち下さい

各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

控除の種類	控除額(所得控除)			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
合計適用限度額		最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

(注)旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

申告会事務局での指導日程のご案内

- ① 消費税個別相談会 → → → → → 事前予約をお願いします
平成24年12月3日(月)から12月27日(木)
平成23年分の課税売上が1000万円を超えた方、また消費税の課税対象者で平成22年分の課税売上が1000万円を下回った方も対象です。
平成24年12月末日までが提出期限の書類もありますので、ご不明な点があれば必ずご連絡下さい。
- ② 確定申告時期の予約個別相談について (2/1～3/6)
12月のはじめに決算確定申告指導のご案内をお送りいたします。予約方法は電話での予約となります。予約期間中は予約された方からのみの受付となりますので予めご了承願います。
3/7～3/15は先着順の指導となります。

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金 担保・保証人不要

融資限度額 一千五百万円以内
返済期間 運転資金 七年以内
 設備資金 十年以内
年 利 一・七五%(八月九日現在)
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二五年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

- *従業員二十人以下(商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方
- *商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方
- *所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)

*本相談は、経営に関する相談に限定しております。
*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二一